

紀南環境広域施設組合監査委員公印規程

制定 平成 25 年 11 月 6 日 議会規程第 1 号

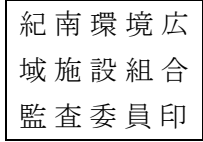
(趣旨)

第 1 条 紀南環境広域施設組合監査委員の公印（以下「公印」という。）は、この規程の定めるところによる。

(公印)

第 2 条 公印の種類は、紀南環境広域施設組合監査委員印とする。

2 公印の名称、寸法、書体、個数及びひな型は、次の表のとおりとする。

名称	書体	寸法	個数	ひな型
紀南環境広域施設組合監査委員印	てん書	方18ミリメートル	1	

(管理)

第 3 条 公印の管理は、書記が行うものとする。

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月6日から施行する。